

碑文谷保健センター跡地への東京都児童相談所の誘致について

1 経緯

区は、児童虐待の予防と適切な対応に向けて、特別区長会における方針を踏まえつつ、目黒区子ども条例に掲げる、「子どもの人権尊重」を最優先に捉え、児童相談所（以下（児相）という。）の設置に向けて取り組んできた。

令和3年7月には「区立児童相談所設置に向けた基本的な考え方」を決定し、一元的かつ総合的な子ども家庭支援体制の構築を掲げ、取り組むこととした。

令和4年12月には、「総合的な子ども家庭支援体制の構築と環境整備について」を決定し、令和13年度を目途に区内に児相を含む総合支援拠点を整備することとし、児相の整備地を碑文谷保健センター跡地、こども総合相談センター（仮称）の整備地を第三ひもんや保育園跡地とした。また、児相の開設に向けて、都と区の連携協力を進めていくため、鷹番保育園跡にこども家庭センターを設置し、その施設内に都児相サテライトオフィスを誘致することとし、児童虐待を含む総合的な子ども家庭支援体制に向けた取組を具体的に進めていくこととなった。

東京都とは、令和5年度から都児相サテライトオフィスの誘致に向けた協議をスタートし、今後の児童福祉行政に関する都との連携構築、区としての関わり方について様々な視点で協議を重ねてきた。その中で、都は、緊急かつより高度な専門的対応、広域的な調整を担い、区は住民に身近な自治体として、虐待の予防・早期発見を担いながら、相互に連携構築を図ることが子どもと家庭への適切な支援につながっていくとの認識を共有した。

さらに、都からは、目黒区と都の更なる連携強化を進めるため、目黒区内に都立児相を整備することも選択肢の一つとの提案もなされたところである。

2 碑文谷保健センター跡地への都立児相の誘致について

特別区においては、令和6年4月現在、世田谷区、江戸川区、荒川区、港区、中野区、板橋区、豊島区、葛飾区の8区が区立児相を開設している。また、品川区は令和6年10月に区立品川児相の開設を予定している。一方で、当初より区立児相を設置しないこととしていた練馬区のほか、令和5年6月に足立区も区立児相を設置しないことを表明し、また、大田区は区立児相設置から都立児相誘致に方針転換するなど状況の変化が生じている。（詳細は別紙参照）

特に、本年2月に大田区が令和8年度中に区内に都立児相を誘致すると表明したこと

により、都立品川児相の早期の見直しが想定され、区内児相を目指している目黒区としても、都の提案も含めて、一定の判断を要することとなった。

そうした状況を踏まえて、区として改めて、現状での区立児相設置の可能性と都立児相誘致に関して慎重に検討した。

その結果、東京都と目黒区の考え方、方向性が一致しているのであれば、区立児相の整備に固執せず、区は基礎自治体として、子ども家庭支援センターを中心とした虐待予防、妊娠期から青年期までの切れ目のない支援体制を充実していくことが重要であり、区内に都立児相を早期に誘致し、子ども家庭支援センターとの連携体制を築きながら、地域の支援をより充実させていくことが、子ども達の最善の利益につながるとの判断に至った。

都立児相の誘致に向けては、区の政策決定後、9月4日付けで都に要望書を提出した。

3 都の回答を踏まえた今後の進め方

区の要望書提出を受け、都からは9月18日付けで回答書が届けられた。内容は以下のとおり。

- ・目黒区内に令和13年度までの都立児相設置に向けた具体的検討を進める。
- ・目黒区に設置する都立児相の管轄区域は渋谷区を含めた2区とする方向で検討。
- ・児童相談所サテライトオフィスを活用した連携の強化方策についても検討。

都からの回答を受け、東京都とは都立児相の誘致に向けて、今後の具体的な取組に向けた検討をスタートさせていく。併せて、児童相談所サテライトオフィスの開設に向けて、将来的な都立児相とこども家庭センターとの連携強化も視野に入れながら引き続き詳細な検討を進めていく。

4 今後の予定

令和7年 4月以降 碑文谷保健センター解体

13年度 児童相談所、こども総合相談センター（仮称）開設

以 上